

A 2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（訪問介護従前相当サービス）(2024. 4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合 成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 1, 176単位			1, 176	1 月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 39単位			39	1 日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 2, 349単位			2, 349	1 月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 77単位			77	1 日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 3, 727単位			3, 727	1 月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 123単位			123	1 日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	所定単位数の1%減算	-12	1 月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1 日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1 週に 2 回程度の場合		-23	1 月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1 日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		-37	1 月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割					-1	1 日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1 月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		1 月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		1 月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算			1 月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算			1 日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算			1 回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算			1 月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算			1 日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算			1 回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1 月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算			1 日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算			1 回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		1 月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50		1 回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の137/1000 加算			1 月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A 2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（緩和型訪問サービス（訪問型サービス A）） (2024. 4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合 成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 1,150単位			1,150	1 月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 38単位			38	1 日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 2,070単位			2,070	1 月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 69単位			69	1 日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 2,982単位			2,982	1 月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 98単位			98	1 日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	所定単位数の1%減算	-12	1 月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割					-1	1 日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2) 1 週に 2 回程度の場合		-21	1 月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割					-1	1 日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合		-30	1 月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割					-1	1 日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1 月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		1 月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		1 月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算			1 月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算			1 日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算			1 回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算			1 月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算			1 日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算			1 回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1 月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算			1 日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算			1 回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／ 2	ハ 初回加算			200単位加算	200	1 月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／ 2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／ 2		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／ 2	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1 回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の137/1000 加算			1 月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A 6 （１） 十日町市通所型サービス（独自）サービスコード表（通所介護従前相当サービス） (2024. 4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		1,798単位	1,798	1月につき ※注
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援 2		3,621単位	3,621	1月につき ※注
A6	1122	通所型独自サービス12日割				119単位	119	1日につき
A 6	1113	通所型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき
A 6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で5回から8回まで	447単位	447	
A6	C 211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-18	1月につき
A6	C 212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1日につき
A6	C 213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援 2		-36	1月につき
A6	C 214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき
A6	C 215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-4	1回につき
A6	C 216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援 2		-4	
A6	D 211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-18	1月につき
A6	D 212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割					-1	1日につき
A6	D 213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援 2		-36	1月につき
A6	D 214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					-1	1日につき
A6	D 215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-4	1回につき
A6	D 216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援 2		-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算 3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援 2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1 2			事業対象者・要支援 2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援 2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算			

※注 サービスコード「1113」で算定した1月当たりの単位が「1111」の単位を、または「1123」で算定した1月当たりの単位が「1121」の単位を超える場合のみ使用する。
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費 (独自)1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位		定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位			41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位			83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 通所型サービス費 (独自)1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 （独自）1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位		看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位			41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位			83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 通所型サービス費 （独自）1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	384単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で8回まで	395単位		313	

A 6 （ 2 ） 十日町市通所型サービス（独自）サービスコード表（緩和型通所サービス（通所型サービス A ）） (2024. 4 ～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス／2 1 1	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1, 745単位		1, 745	1 月につき ※注	
A6	1212	通所型独自サービス／2 1 1 日割			58単位		58	1 日につき	
A6	1221	通所型独自サービス／2 1 2		事業対象者・要支援 2	3, 222単位		3, 222	1 月につき ※注	
A6	1222	通所型独自サービス／2 1 2 日割			107単位		107	1 日につき	
A6	1213	通所型独自サービス／2 2 1	ロ 1月あたりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1 月の中で全部で 4 回まで	349単位	349	1 回につき	
A6	1223	通所型独自サービス／2 2 2		事業対象者・要支援 2	※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回ま で	358単位	358		
A6	C 221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1 週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-17	1 月につき	
A6	C 222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／11日割			事業対象者・要支援 2		-1	1 日につき	
A6	C 223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		ロ 1 月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援 1		-32	1 月につき	
A6	C 224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			事業対象者・要支援 2		-1	1 日につき	
A6	C 225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		事業対象者・要支援 1	事業対象者・要支援 2		-3	1 回につき	
A6	C 226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222					-4		
A6	D 221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的 な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-17	1 月につき	
A6	D 222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211日割			事業対象者・要支援 2		-1	1 日につき	
A6	D 223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212		ロ 1 月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援 1		-32	1 月につき	
A6	D 224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割			事業対象者・要支援 2		-1	1 日につき	
A6	D 225	通所型独自業務継続計画未策定減算／221		事業対象者・要支援 1	事業対象者・要支援 2		-3	1 回につき	
A6	D 226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222					-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5 % 加算			1 月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5 % 加算			1 日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5 % 加算			1 回につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を 定める場合	事業対象者・要支 援 1	376単位減算	-376	1 月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支 援 2	752単位減算	-752		
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算／23		ロ 1 月当たりの回数を定める場合		94単位減算		-94	1 回につき
A6	5622	通所型独自送迎減算／ 2	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／ 2	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／ 2	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／ 2	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／ 2	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／ 2	ト 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)				150単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／ 2	(2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)				160単位加算	160	
A6	6320	通所型独自一体的サービスの提供加算／ 2	チ 一体的サービスの提供加算		480単位加算		480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／ 2 1	リ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加 算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1		88単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／ 2 2			事業対象者・要支援 2		176単位加算	176	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／ 2 1 1		(1) サービス提供体制強化 加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1		72単位	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／ 2 1 2			事業対象者・要支援 2		144単位	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／ 2 1		(3) サービス提供体制強化 加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援 1		24単位	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／ 2 2			事業対象者・要支援 2		48単位	48	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／ 2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3 月に 1 回を限度)			100単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／ 2 1		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)			200単位加算	200	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／ 2	ル 口腔・栄養スクリー ニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6 月に 1 回を限度)			20単位加算	20	1 回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／ 2		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6 月に 1 回を限度)			5単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／ 2	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)			所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)			所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)			所定単位数の23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)			所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)			所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算				

※注 サービスコード「1213」で算定した1月当たりの単位が「1211」の単位を、または「1223」で算定した1月当たりの単位が「1221」の単位を超える場合のみ使用する。
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ 通所型サービス費 （独自）1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,745単位		定員超過の場合 × 70%	1,007	1 月につき
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超			58単位			33	1 日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援 2	3,222単位			2,028	1 月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超			107単位			67	1 日につき
A6	8006	通所型独自サービス／221・定超	ロ 通所型サービス費 （独自）1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1 月の中で全部で4回まで	349単位	244	1 回につき	
A6	8016	通所型独自サービス／222・定超		事業対象者・要支援 2	※ 1 月の中で全部で 8 回まで	358単位	251		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9004	通所型独自サービス／211・人欠	イ 通所型サービス費 (独自) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位		看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,007	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／211日割・人欠			59単位			33	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,028	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠			119単位			67	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス／221・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自) 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	384単位	244	1回につき	
A6	9016	通所型独自サービス／222・人欠		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で8回まで	395単位	251		

A F 十日町市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(2024. 4~)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA費	事業対象者・要支援1～2・要介護1～5	442単位	442	1月につき
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB	チ 介護予防ケアマネジメントB費	事業対象者・要支援1～2・要介護1～5	310単位	313	
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC	リ 介護予防ケアマネジメントC費	事業対象者・要支援1～2・要介護1～5	442単位	442	
A F	3111	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費	所定単位数の1%減算		-4	
A F	3112	高齢者虐待防止措置未実施減算	チ 介護予防ケアマネジメントB費	所定単位数の1%減算		-3	
A F	3113	高齢者虐待防止措置未実施減算	リ 介護予防ケアマネジメントC費	所定単位数の1%減算		-4	
A F	4111	業務継続計画未算定減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費	所定単位数の1%減算		-4	
A F	4112	業務継続計画未算定減算	チ 介護予防ケアマネジメントB費	所定単位数の1%減算		-3	
A F	4113	業務継続計画未算定減算	リ 介護予防ケアマネジメントC費	所定単位数の1%減算		-4	
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位	300	
A F	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位	300	

※Cは、初月のみの支払いとなる。

※現在、介護予防ケアマネジメントCは十日町市では使用していないので注意すること。